

保 護 者 各 位

江 東 区 教 育 委 員 会 事 務 局
地 域 教 育 課

非常変災時の対応について

江東区教育委員会は、江東きっずクラブ等、放課後支援事業における非常変災時の対応を下記のように定め、児童の安全を確保します。

保護者の皆様のご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

1 大地震発生時における児童への対応について

- (1) 児童が江東きっずクラブにいる時に発生した場合は、各施設は児童に帰宅準備をさせたうえで、育成室等に避難をさせ、保護者の引取りを待ちます。
- (2) 児童が学校にいる時に発生した場合は、保護者が学校に引き取りに行くことになります。日頃から、何曜日の何時に児童がどこに居るかを把握しておいてください。
- (3) 区の指示または各施設の判断で、避難場所が変更になった場合は、その旨を施設の入口等に掲示をしますので、ご確認の上、そちらにお越しください。
- (4) 保護者が引き取りに来られた場合は、必ず指導員に確認の上、児童を引取り願います。
- (5) 保護者による引き取りが困難な場合は、あらかじめ児童を引き取りに来る方（災害時引取者）を決めていただき、可能な限りその方に引き取りに来ていただきます。その場合でも、必ず指導員に確認の上、児童を引き取り願います。
- (6) その他
 - ア 発生直後の電話での連絡は電話回線が混乱するため、固くお断りします。
 - イ 万一の場合の対処について、日頃からご家庭で十分に話し合っておいてください。

2 台風時等（大雨・強風・大雪）における児童への対応について

- (1) 学校が休校または、繰り下げ登校になった場合、児童の安全確保を最優先とし、極力、利用を自粛願います。利用する場合には、保護者は事前に各施設に連絡をした上で、児童の登室の付き添い等をお願いします。
- (2) 学校が繰り上げ下校になった場合も、児童の安全確保を最優先とし、極力、利用を自粛願います。利用する場合には、保護者は事前に各施設に連絡をした上で、お迎え等をお願いします。
- (3) 学校休業日については、23区東部に『大雨・洪水・暴風・大雪警報等』が発令された場合、極力、利用を自粛願います。利用する場合には、保護者は事前に各施設に連絡をした上で、児童の登室の付き添いやお迎えをお願いします。
- (4) 急に災害の発生が予想され、児童のみで帰宅させることが危険と判断される場合には、各施設内に児童を保護しております。保護者（災害時引取者を含む）は、児童の引き取りをお願いします。その際、各施設から参加児童の保護者へ、メールや電話等でお知らせします。

3 その他

- (1) 感染症の対応について
インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎・溶連菌感染症等）により、学校で学級閉鎖等の措置がとられた場合、当該学級の児童は利用停止とし自宅待機になります。校長がインフルエンザ等の蔓延を防止することを意図して、当日の時間短縮を行い、学級閉鎖（臨時休業）と判断した場合も利用停止としますが、対象児童の保護者へ連絡がつかない場合等は、別の部屋で帰宅が可能になるまで待機させるなど学校と調整を行います。
- (2) その他の事故について
各施設では骨折、ケガなどの事故防止に万全を期しますが、万一おきた場合は、近隣の医療機関にて救急処置を行い、すみやかに保護者にご連絡をします。